



# 私立大学における 研究推進・支援体制のあり方

---

平成 20(2008)年 3月

社団法人 日本私立大学連盟

## 刊行にあたって

教育研究委員会は、中央教育審議会の答申や文部科学省の政策に対して私立大学が採るべきスタンスを問題としつつ、これまで主に教育改革・改善に関する研究と提言に専念してきた。しかし、教育と並んで大学の果たすべき大きな責務の一つである研究活動の活性化施策についても研究を行うことが重要であるとの認識から、新たに教育研究分科会を設置して、平成19年度はこの課題を集中的に取り扱うこととした。

高校教育内容の削減と多様化、さらには少子化に伴う大学入試の多様化と安易化に伴って、大学においてはリメディアル教育や初期（導入）教育が必須となり、さらにはカリキュラムや授業内容自体も変更を余儀なくされてきた。その結果、大学にも個々の教員にも教育関連の負担が過重ともいえるほど大きくなってきており、研究活動にひずみが生じてはいまいかと懸念される状況になってきたように思われるからである。しかし、本レポート中にも言及されているように、研究は大学活動の根幹の一つであり、また、グローバル化した世界において、我が国が諸外国に伍して発展を遂げるためには、ゆるがせにできないことである。

この意味で、今、大学における研究活動を問い直し、その活性化を図ることは、特にCOE等の競争的大型研究資金獲得において国立大学に大きく水をあけられてきた私立大学にとっては、喫緊の課題といえよう。教育改革を不斷に続行しつつ、かつ研究活動を活性化させることは、すべての私立大学に望まれていることであると思われる。これに加え、すでに平成19（2007）年2月に文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を示し、これに従って各大学で研究費不正使用防止が規程化されたことに表れているように、研究者のモラル低下も近年大きな社会問題となってきた。本レポートは大学における研究活動を総合的に捉えるという観点から、研究活動のアカウンタビリティも取り扱っている。

連盟加盟大学は、規模、学生構成、専門性、地域性などの点で多岐にわたっているが、本レポートの提言を吟味され、取捨選択しつつそれぞれの大学での取り組みに生かしていただこうことを希望するものである。

なお、今後は本レポートの趣旨を踏まえ、各大学の教育と研究の活性化に資するよう、関連調査を実施する予定なので、併せてご協力をお願いする次第である。

平成20年3月

教育研究委員会

担当理事 河田悌一  
委員長 松本亮三

## 目 次

刊行にあたって

1. 学術研究推進機構（研究戦略会議）の設置 .....	1
(1) 研究戦略の策定	
(2) 研究者データベースの構築と公表	
(3) 研究者ネットワークの構築支援	
(4) 研究推進体制の確立	
(5) 共用研究施設の設置	
2. 研究環境の整備 .....	6
(1) 研究時間の確保	
(2) 若手教員のための環境整備	
(3) 研究スペースの確保	
(4) 研究戦略ロードマップの作成	
3. 研究資金の確保 .....	10
(1) 学内研究費の充実	
(2) 学外研究費の獲得	
(3) 社会連携の促進による研究資金の調達	
4. 研究支援体制の確立 .....	14
(1) 研究支援事務組織の強化	
(2) 学外研究費の獲得にむけた支援	
(3) 研究活動の推進・支援	
(4) 研究情報の提供	
(5) 研究費の管理・運営	
5. 研究活動におけるアカウンタビリティ .....	19
(1) 機関内責任体制の明確化	
(2) 研究費管理システムの枠組み	
(3) 研究倫理に関する規程の整備	
(4) 研究業績評価システムのあり方	
(5) 研究業績の公表方法	
6. まとめと提言 .....	24

教育研究委員会委員名簿・教育研究分科会委員名簿  
社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

## 1. 学術研究推進機構（研究戦略会議）の設置

今日、国際競争力の視点から国家戦略として多様な分野におけるイノベーション推進と創造的な成果を生み出すため、大学における研究活動に期待が高まっている。21世紀の多様化した時代における基礎科学の発展には横断的な研究環境が必要であり、私立大学の研究者が大きな役割を担っている。一方、連盟加盟大学の多くでは、18歳人口の減少に伴う大学全入時代の到来やさまざまな入試形態による多様な入学者への対応、卒業生の質の保障、さらにはその向上という社会要請に呼応したブリッジ教育やリメディアル教育の実施、加えて自己点検評価や認定評価の義務化に伴う授業改善への取り組みの強化等により、教員の学生教育に関わる時間は増加する傾向にある。特に理工系学部においては、いわゆる「ゆとり教育」による理数系科目の履修内容の削減がこの傾向をさらに顕著なものとしている。

このような教育事情に対応する教員負荷の増加は、大学教員にとって教育と並んで重要な職務である研究時間の確保に少なからず影響を及ぼしてきている。私立大学が教育研究機関としての役割を十分に果たし、海外の大学をも含めた大学間競争に打ち勝っていくためには、個別研究者のみに研究の計画と実施を委ねるのではなく、各大学の有する研究資源を効果的に利用することを目的とし、全学的な規模で研究戦略を策定する学術研究推進機構（研究戦略会議）を設置し、特色あるプロジェクト研究等を重点的に推進することが有力な方策となる。

本章ではこのような学術研究推進機構（研究戦略会議）の意義、必要性とその役割、並びにこの機構がその役割を十分に果たすために必要不可欠と考えられる研究者データベースや研究者ネットワークの構築支援、さらには学内制度の整備や研究支援職員の配置等の重要性について述べる。

### （1）研究戦略の策定

研究機関としての大学、さらには大学教員の研究者としての役割は、产学研連携の進展等を含め、従来に比べて増しているばかりか、むしろその期待は膨らんできてさえいる。大学を取り巻くこのような状況に対応して、各大学では大学院の整備や充実を図る等の改善が進められてきている<sup>(1)</sup>。しかしながら、限られた教員数や研究予算、さらには研究時間のなかで大学が社会に対してその役割を十分に果たすためには、教員個々人の裁量だけに期待するのではなく、新たな方策が必要である。また、従来の研究領域内でさらに新領域を創生していくのみならず、新たな学際的あるいは融合的研究等の開拓や進展も大学に課せられた重要な責務である。大学が果たすべき研究面でのこのような課題への一つの有力な方策として、全学的な研究資源を結集し、それをより効果的に活用するための全学的な研究戦略の策定が挙げられる。平成19(2007)年3月の連盟調査報告書によれば<sup>(2)</sup>、加盟大学における全学的な研究政策・方針の策定状況は「策定している」もしくは「現在策定中」が35%（43校）であり、その比率は学生数による規模

の大きい大学ほど高くなっている。大学を取り巻く状況及び限られた人的資源や研究時間の制約のなかで、教育研究機関たる各々の大学の本来の特色をより活かすためには、基盤的研究の活性化や充実は当然のことであるが、研究の重点化や特色あるプロジェクト研究等を推進することは非常に有効な手段である。つまり、各大学の人的資源を有効に活用し、さまざまな分野の教員が参加する学際的融合研究等を推進するためにも、学術研究推進機構を設置し、全学的規模での研究政策・方針を策定することが重要な意義を持つことになる。この機構は大学組織のなかで図1-1のように位置づけられよう。

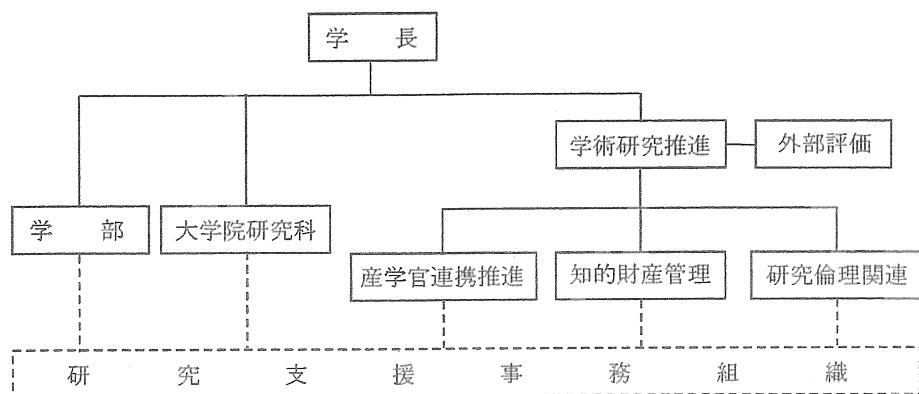


図1-1 学術研究推進機構の位置づけ

全学的な規模の研究政策・方針に沿って研究の重点化や特色あるプロジェクト研究の推進を遂行するためには、研究資金の確保が重要であり、公的大型研究資金及び民間企業からの研究資金等を獲得するための戦略的取り組みが必要となる。公的大型研究資金である21世紀COEプログラムや私立大学学術研究高度化推進事業等へは加盟大学の半数を超える大学が応募しており、特に学生数10,000人以上の大規模大学の多くがそれを推進している状況にある。

一方、学外研究資金獲得を支援するための特別な組織体制は、学生数が10,000人以上の大規模大学では整備が進んでいるが、全体的にみると必ずしも十分ではない状況にある。学術研究推進機構を設置した後は、この機構が全学的な規模の研究政策・方針を策定することに加え、その研究政策・方針に沿って研究を推進するための学外研究資金の確保にも重要な役割を果たすことになる。したがって、民間企業からの研究資金の獲得とも密接に関連することから、従来、産学連携推進センター等を通じて行われてきた産学官連携は、大学組織のなかでこれらの機関等の上位に位置づけられる学術研究推進機構の設置により、さらに全学的な規模で強力に推進されることが期待できる。

また、平成18(2006)年12月に成立し、施行された教育基本法には大学の社会貢献が明示されている。これを念頭に置いた地方公共団体等を含む外部機関との教育研究連携も今後さらに進展することが予想される。このような、外部機関との包括協定締結にお

いても、全学的な組織としての学術研究推進機構が窓口となり、主導的な役割を果たすことになる。

### (2) 研究者データベースの構築と公表

全学的な規模の研究政策・方針の策定にあたっては、研究者データベースが必要不可欠の基礎情報となる。全学的規模での研究政策・方針を策定する学術研究推進機構は、このような研究者データベースの構築と公表にも重要な役割を担うことになる。教員の研究業績等を研究年報等の刊行物によって公表することは、すでに多くの大学で行われている。インターネット上の各種情報の閲覧状況を考慮すると、これをさらに発展させ、大学のホームページ上に教員の研究テーマ、研究業績等を含む研究者情報を一括管理の体制のなかで公表することは、全学的な研究政策・方針の策定のみならず、学内における研究者ネットワークの構築、さらには学際的融合的な研究を促進するための有用な情報源となる。また、外部からの利用者にとって良く整備された研究者情報の公開は、大学の人的資源を情報発信する手段として産学官連携等の外部との研究交流の活性化に有効なだけでなく、大学の責務である研究活動の社会への還元という観点からも重要である。これに加えて、競争的研究環境を醸成し、教員の研究活動の活性化を図るという面での効果も期待できる。

大学における研究、特に理工系学部の研究において産学官連携は大きな役割を果たしてきたが、現在では人文・社会科学系学部においても、これまでの地方公共団体等との教育の産学官連携に加え、研究面での連携が広がってきてている。今後、産学官連携はその重要性を増していくことは明らかであり、全学規模での産学官連携の促進は重要な課題となる。研究者データベースの構築と公表は、産学官連携のさらなる進展に向けて大きな力となることが期待できる。

### (3) 研究者ネットワークの構築支援

研究者ネットワークは、特色あるプロジェクト研究・共同研究等を限られた時間と研究予算のなかで効率よく計画し、それを推進するための関連情報を取得するのに有力な手段となることに加え、新たな全学的規模の研究政策策定のための環境醸成という面からも重要である。さらに、研究情報の共有化と情報交換の促進という面からも研究者ネットワークの構築は非常に有効であり、その構築支援にも学術研究推進機構が主導的役割を果たすことになる。

研究用測定機器の高精度高性能化は、研究推進に大きな力となっているが、一方で機器の価格は高騰し、買い替えのサイクルも速まっている。したがって、限られた研究予算をより有効に運用するためにも研究用測定機器の共同利用は重要であり、学術研究推進機構に登録された研究者ネットワークが大きな役割を果たすことが期待できる。プロジェクト研究・共同研究の促進は限られた予算や時間で効率良く研究を進展させ、さらに多分野を融合した新たな研究分野を将来開拓していく際にも有効であり、研究の活性

化や国際競争力の強化に対しても一定の効果が期待できる。上記の研究情報の共有化や研究用測定機器の共同利用は、全学的規模で実施されるプロジェクト研究だけでなく、研究者個人が基盤的研究を進展させる上でもそれを強力に支援することとなる。

#### （4）研究推進体制の確立

全学的規模での研究のみならず教員個々の研究の推進を図るには、研究者としての教員の熱意や努力は必要不可欠ではあるが、教員の熱意や努力を削ぐことなく、研究に注力できる研究推進体制や研究支援体制の確立も重要である。特に、研究活動の推進には、教員が研究に集中的に費やせる時間の確保が一つの重要な要素である。前述の連盟調査報告書によれば、連盟加盟大学の40%弱で在外研究等の研究専念制度が導入されている。また、研究活動の活性化を図るために一つの方策として、国立大学と同様の大学院所属化等への教員組織の移行により、大学院教育研究の重点化が図られてきている。しかしながら、全学的規模で策定されたプロジェクト研究等を強力に推進するためには、一定期間担当授業を軽減する等の新たな研究専念制度の導入も検討されるべきであり、戦略的研究推進のための教育負担軽減等の学内制度の整備も学術研究推進機構に課せられた重要な課題となる。

また、大学には職員数の抑制という大きな制約が課せられているが、学術研究推進機構における業務は多岐にわたっており、事務局による研究支援体制の確立はこの機構が有効に機能するための重要な鍵である。

競争的研究環境を醸成し、教員の研究活動の活性化を図るためには、適切な研究評価が重要である。しかしながら、研究活動の評価制度が整備されているのは、連盟加盟大学の20%強に留まっている。今後情報公開を前提とし、評価基準を明確化した研究評価制度を早急に整備していくことが必要である。戦略的研究を実際に強力に推進するための研究推進体制を確立するためにも、適切な研究評価によるインセンティブ導入や教育負担軽減等の新たな学内制度の整備について検討が行われるべきである。

#### （5）共用研究施設の設置

私立大学では、研究予算、教員数あるいは研究に専念できる時間等の制約は大きいが、ハイテクリサーチセンターや大型研究設備・機器の共同利用により、研究の推進が図られてきている。しかしながら、全学的な規模で戦略的研究を強力に推進するためには、さらに共用研究施設の整備あるいは新設も今後検討されるべき重要な課題である。共用研究施設の設置は各分野の研究者である教員が身近で直接議論できる有用な機会を増やすことや、これによる研究プロジェクトの実施期間短縮等の研究進展上の効果に加え、実施期間短縮に伴う研究施設の有効利用の促進やこれまで各分野で個別に整備されてきた先端的あるいは高額な研究設備や測定機器の利用効率が高まる等研究経費面での利点もある。また、利用時間を適切に設定することにより、新たな研究プロジェクトのための研究施設確保にかかわる諸問題を解消し、新旧プロジェクト間の移行を円滑に進

めるのに大きな役割を果たすことも期待できる。

このような共用研究施設を利用した戦略的研究を推進し、満足すべき成果を得るために重要な鍵は、多岐にわたる業務を適切に処理できる研究支援事務職員に加え、専門家としての高いレベルの知識を有する研究支援技術職員の配置にあるといつても過言ではない。例えば、研究者がこれまでその獲得に最も頭を悩まし、その理解を得るために交渉に多くの時間を費やしてきたのは、研究設備機器の性能維持や保守点検のための経費や研究の進展に伴う研究設備・機器の改善のための費用申請であり、それを支援し、適切に管理する研究支援技術職員の配置は、研究者としての教員にとって大きな力となる。また、限られた予算を適正に、かつ有効に運用するために、研究の内容までも理解できる高度な専門家としての研究支援事務職員の採用や養成は、学術研究推進機構の設置の意義を高めるための重要な課題となることは必定である。

すでに、一部の大学ではこのような試みがスタートしているが、個々の大学における大型研究設備・機器の共同利用の効率的な運用をさらに拡大した大学間での共同利用も、研究の進展には非常に有効な方策であると考えられる。

#### 参考文献

- (1) 日本私立大学連盟編:私立大学大学院の充実発展のために, 平成19(2007)年3月.
- (2) 第5回教育研究に関する調査報告書—分析編一, 平成19(2007)年3月, p.16.

## 2. 研究環境の整備

昨今、私学助成や国立大学の運営費交付金が減額され、公的な競争的研究資金が増額する傾向にあるなかで、大学間の生存競争が熾烈化している。大学教育のグローバル化が進むなかで、我が国においてもアメリカと同様に学外から研究費を獲得することの重要性が増している。この点では私立大学も国立大学と同じスタートラインに並んで競争しているのが現実である。このようなグローバルな競争的環境のなかで私立大学がその意義と特色を發揮するために、教育内容の見直しとともに研究環境の基盤整備が早急に求められている。大学での教育は研究に裏打ちされたものとして展開していくことが重要であることはいうまでもない。私立大学において良質な教育を提供し続けるためにも、研究を活性化させなければならない。換言すれば、私立大学におけるこれまでの研究のあり方を見直す時期を迎えていよいよである。

本章では、私立大学の教員のための研究環境の基盤整備の方策として、研究時間の確保、若手教員のための環境整備、研究スペースの確保、研究戦略ロードマップの作成について述べる。

### （1）研究時間の確保

教育と研究は大学活動の両輪であるが、私立大学においては従来どちらかといえば研究面よりも教育面が重視されてきた傾向がある。最近では多様な入試形態によって入学した学生に対するリメディアル教育や初期教育が必要となり、私立大学の教員は教育活動への過大な負担が強いられ、研究のための時間が十分に確保できない状況になってきている。こうした現状を打破するため、次の支援策を考えられる。

#### 1) 教員の学部・大学院における担当科目時間数の上限を規定し、研究時間を保証する。

私立大学では教員は多くの授業科目を担当しているが、担当科目時間数の下限は決まっていても、その上限を設置していないことが多い。特に理工系では設置科目数が多いことなどのため、その傾向が顕著である。教員個々人の担当科目時間数は個人同士あるいは学科における協議によって決められることが多く、大学あるいは学部等の上位組織で決められることはなく、大学あるいは学部によって適切な担当科目時間数は異なるであろうが、上位組織でその上限を規定することが研究時間の確保の第一歩となるはずである。

#### 2) ティーチングアシスタント（TA）を育成し、教員の教育活動の補助に当てる。

私立大学では多数の学生に対して演習や実験を実施するため、教員を補助するTAの存在は欠かすことができない。アメリカの大学教育はTAによって下支えされているといつても過言ではない。TA制度は大学院学生にとっても教育指導を経験する良い機会にもなっている。ところで、私立大学では多くのTAが演習科目や実験科目を担当しているが、TAの教育能力に個人差があることは否定できない。TAの力量が十分ならば

教員の負担は軽減されるが、その力量が不足しているときはかえって教員の負担が増すことになる。したがって、TAに対する教育システムの導入が必要となる。その方法として、関連講義科目の受講を義務づけることや、教員の監督の下でTAがTAを指導する体制を作ることなどが考えられる。例えば、TAを教育能力によりランクづけし、優秀な上位ランクのTAが未熟な下位ランクのTAを指導するようにする。そのため、TAのランクにより手当に差をつけるなどの工夫が必要である。

3) 学外研究費を使用して、リサーチアシスタント（RA）やいわゆるポストドクター（PD）を採用し、教員の研究活動の補助に当てる。

大半の私立大学では講座制あるいは研究グループ制をとっていないため、教授や准教授が研究促進のために助教等の若手教員の採用を希望しても実現しないことが多い。これに代わる手段として、RAやPDの採用がある。教員が獲得した学外研究費を使用して、その教員の研究推進のためにRAやPDを採用することができるようとする。

4) 間接経費や一般管理経費（オーバーヘッド）を利用して非常勤講師を雇用し、その教員の担当科目の一部を受け持たせる。

大学においては財政的な制限があるため、TAや非常勤講師を増加させることは容易ではない。そこで、教員の担当時間数を軽減するため、間接経費や一般管理経費（オーバーヘッド）を利用して、その教員の担当科目の一部を非常勤講師に受け持たせることも今後は考えてよい。研究寄附金や民間企業との共同研究費等の学外研究費を利用して教員の担当科目時間数を軽減する手法は、アメリカの大学すでに実施されている。従来、我が国では研究費に人件費を含まない慣習があったが、今後の民間企業との共同研究では人件費を支払えるようにして契約を結ぶ必要がある。また、任期付き教員の採用が増加しているが、このような人材を教育・研究両面において活用することも検討すべきである。

5) 学科で教室事務員（秘書）を雇用し、教員の事務的仕事に伴う負担の軽減を図る。

教員にとって日常的な各種書類の作成が大きな負担となる。教室事務員（秘書）を雇用ないし増強すれば、教員の事務的業務の軽減を図ることによって研究時間を確保することができよう。

6) 学内における意思決定過程を合理的に見直し、教員が会議や委員会に費やす時間の軽減を図る。

学内における会議や委員会をいかに少なくするかが重要である。一部の民間企業のように会議時間の上限を設定する必要があるかもしれない。学部運営における責任体制を明確化するとともに、権限を移譲し、会議や委員会の回数を減らすことにより教員が研究に専念できる環境づくりが必要である。学内における意思決定過程を合理的に見直し、教員が会議や委員会に費やす時間の軽減を図ることが重要であろう。

## （2）若手教員のための環境整備

私立大学における研究体制を強化するため、特に若手教員のための研究環境の基盤整備を早急に進めることが重要である。若手教員の定義はさまざまであるが、ここでは40歳未満の研究者を想定する。具体的には、次の支援策が考えられる。

### 1) 学内研究費の重点配分

若手教員の研究業績や学外研究費獲得状況などを審査し、高い評価を受けた教員に学内研究費を重点配分する制度を作る。学内に適度な競争的環境が存在しないと優秀な若手研究者が育たない可能性がある。このため、若手教員に対する学内研究費を多くし、その一定部分を審査によって傾斜配分する制度などを構築する必要がある。

### 2) 國際的研究活動への支援

若手研究者を育てるためには、早い時期に国際的な研究活動を経験させることが重要である。研究専念制度や海外留学を希望する場合、勤続年数何年以上等の内部規程がある場合が多い。そのような状況では若手教員が海外に出向くため、内規を改正し、学内外の種々の海外派遣制度を利用して海外に送り出せる環境づくりを進める必要がある。具体的には、日本学術振興会の ITP (International Training Program) や国際 G P を利用して若手教員を海外派遣することなどが考えられる。

### 3) 優秀な教員の昇格期間短縮化

教員の昇格条件が研究業績とその職位を務めた期間であることを改善することを目指す。例えば、ある若手教員が非常に優秀な研究業績を持っている場合、昇格待機期間を短縮できることを意味する。このことは若手教員にとって研究の励みとなるはずである。

## （3）研究スペースの確保

研究を進める上で、研究室や実験室等のスペースの確保は欠かせない要因である。私立大学では一つの研究室に配属される卒業研究生や大学院学生の人数が多く、研究室のスペースが不足しているため、研究環境が良好とはいえない状況にある。

私立大学における研究環境を向上させるために、教員の個人研究室だけでなく、大学院学生や卒業研究生の居室スペース（机、書棚、椅子、ロッカー等）を確保する必要がある。ただし、研究用スペースを一律に増加させることは実質的に不可能であるため、各大学においてレンタルラボ（賃貸研究室/実験室）を設置することを提案したい。学外研究費を獲得した教員は、それを使用して学内のレンタルラボを使用することができるような施策を考えるべきであろう。さらに、共有の大型装置などの設置スペースも一般に不足していると考えられるので、この点についても配慮する必要があろう。

#### （4）研究戦略ロードマップの作成

私立大学において特色あるプロジェクト研究を推進するためには、第一章で詳述した全学的な学術研究推進機構（研究戦略会議）において研究戦略ロードマップを作成する必要がある。効果的なロードマップの作成のためには以下のことが必要となろう。

##### 1) 学術研究推進機構を活用したトップダウン的な研究組織づくり

学外研究費をより多く獲得するため、学内に大型のプロジェクト研究をプロデュースする研究組織を構築する。特に理工系では研究にスピードが大切なため、ボトムアップよりもトップダウン的な研究組織づくりが要求される。例えば学部長級のリーダーを先頭に置き、研究政策に関して広い見識を持ち、国際的研究経験が豊富な教員、プロジェクト研究の経験が豊富な教員、知財関係に精通した教員などからなる学術研究推進機構の活用が考えられる。

##### 2) 専門分野ごとの研究ネットワークの構築

私立大学には同一専門分野の教員数が少ないため、大学間の連携を強化して各専門分野の研究ネットワークを構築することを考えるべきである。例えば、私立大学共同の研究センターを設立し、各専門分野における研究グループを登録して、一つの私立大学では困難と思われる大型プロジェクト研究を推進することは有効であろう。

##### 3) グローバルな共同研究の促進

今後は国際的な研究活動が重要になってくるため、上記の共同の研究センターに登録された研究グループは、さらに海外の研究グループと連携するなどしてグローバルな共同研究活動を推進していくべきである。そのためのコーディネーターが必要となる。

### 3. 研究資金の確保

各大学が全学規模で策定した研究政策・方針に基づき、多様な研究活動を展開するためには、安定的に研究資金の財源が確保されていることが必須の前提条件となる。この財源が不確実なままでは、長期間を要する研究に対して、必要な人材の確保や研究設備等の整備が困難なことはいうまでもない。帰属収入の大部分を学生からの納付金や国からの補助金に依拠している私立大学にとって、研究資金の安定的な確保は大きな課題である。国・地方公共団体や独立行政法人等からの委託研究費、产学官連携による受託研究費や共同研究費、国内外の民間企業や個人等からの研究寄附金など、多様な研究資金の確保に向けた全学的な取り組みが必要である。

本章では、学内研究費の重要性とその活用事例、公的な競争的研究資金や社会連携による学外研究費の獲得などについて論じる。

#### (1) 学内研究費の充実

研究者は研究費を学外から自分で調達するべきであり、学内研究費は漸次削減すべきであるという意見が一部にある。しかし、一時は急激に増額した国の競争的研究資金は、平成17年度以降では予算の伸びが頭打ちになっており、現行水準の維持さえ保証されるものではない（図3-1参照）。また、私立大学の学外研究費の主要なもう一つの供給源である民間企業等からの受託研究費や研究寄附金なども安定的な研究資金とはいえない。このように、学外研究費は国の政策や景気などの動向に左右されやすいものであるから、大学の研究活動が学外研究費の増減による影響を受けないためにも、各大学の研究政策に基づいて学内研究費を確実に用意することが必要である。大学から配分される学内研究費と国からの科学研究費補助金や企業からの受託研究費等を効果的に運用することが重要である。

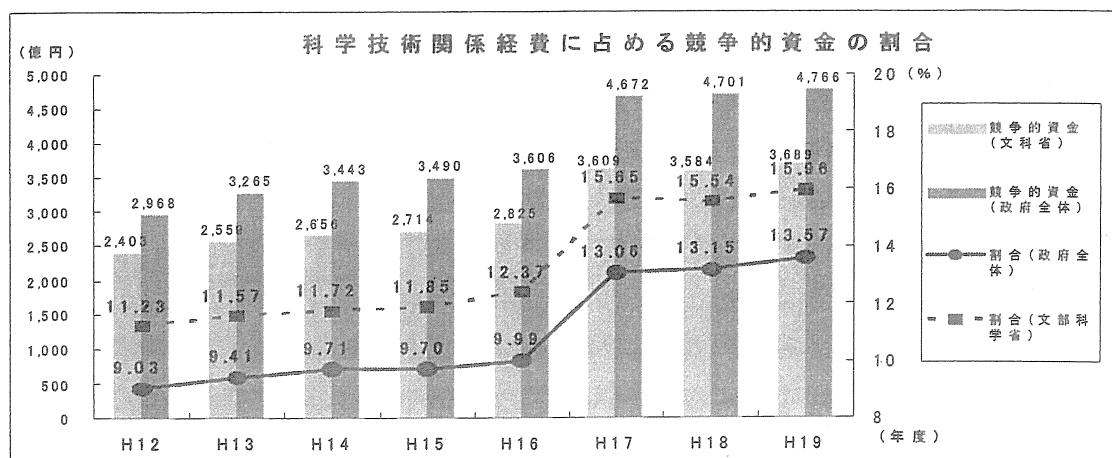


図3-1 科学技術関係経費に占める競争的資金の割合

(文部科学省科学技術・学術政策局作成)

学内研究費の役割及びその活用については、次のような事例が挙げられる。

第一は、各教員の最先端の研究レベルを維持するための資金である。教育レベルを維持するためにも、最先端の研究レベルを維持することは不可欠であり、大学としても必要最小限確保すべき資金である。

第二は、長期的な取り組みを必要とするような研究分野への資金である。学外研究費については、その性格から、1年から5年程度の短期的成果が見込まれる分野について重点的に配分される傾向にあり、長期的な取り組みを必要とするような研究分野については学外研究費の対象となりにくい側面があるためである。

第三は、まだ研究業績が十分でない、大学院学生やいわゆるポストドクターなどの若手研究者を助成し、業績を作らせるための「スタートアップ資金」としての活用である。ただし、その場合は確実に学外研究費の申請が行われるように教授等による指導があることが重要である。

第四は、「シードマネー」としての位置づけである。若手研究者のみならず、萌芽的、融合的、学際的な研究テーマに対し、学外研究費の申請に足る実績を積むために学内の競争的研究資金として配分する方法である。その際、学部や研究科、研究所といった部門単位に資金を配分し、学部等の裁量の下で、それらの資金を活用していくということも考えられる。

第五は、大学としての戦略的重点研究への資金支援である。グループで研究活動を行うことを想定した学外研究費が増大しているのが現況である。それらの学外研究費を獲得するために、学内研究費を投入して各大学の特色を発揮する組織的な研究を推進し、学外研究費申請のコアとなる研究グループを育てていくことに学内研究費を配分することが望まれる。

このように学内研究費にはさまざまな役割が期待されるため、学内の各種の研究助成制度についてはその目的の明確化を図るとともに、審査（評価）のあり方や運用方法などを検証し、制度効果を高めることが重要である。学内研究費の配分方法は、無競争的な配分と競争的な配分に大別されるが、研究の目的、規模、方法等の多様性を踏まえた上で、その配分方法を検討することが必要である。今後、学外研究費の獲得を目指すという観点からも、学内に書類審査やヒアリングを実施する研究評価委員会等を設けて研究計画や研究業績等について厳正な審査を行い、一定比率で競争的に配分することが重要である。

なお、学内研究費については研究支援体制についても、これまで学部と大学院で同一のシステムを伝統的にとってきたが、学部（教育≠研究）と大学院（教育=研究）との本質的な違いから、その性格の違いに応じた体制が必要である。前述の連盟調査報告書によれば、学内研究費の42.5%が学部や研究科ではなく、教員個人に直接配分されている。個人研究費については、その使途の多様化、対象者が多いことによる予算執行管理等事務処理の煩雑化など、事務負担が大きいため、多くの大学が課題と捉えており、研

究評価体制だけでなく研究支援体制（事務局）の整備も喫緊の課題である。

## （2）学外研究費の獲得

研究は研究者の発意により行われるが、それに関連して必要となる研究費についても研究者個人による調達に委ねられている場合が依然多い。しかしながら、研究者個人による情報収集には限界もあり、また個々人が情報を収集するのは非効率でもあるため、大学の研究支援体制（事務局）による情報収集、情報提供が必要である。特に科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金への申請に向けた支援、産学官連携の推進に向けた情報提供は極めて重要である。

大型の競争的研究資金を獲得することは、その大学の研究力の高さを対外的にアピールできるにとどまらない。研究予算が高額であり、また5年から10年の長期にわたる場合も多いことから、大型研究資金を受けた研究分野なり研究グループの研究力は、実際に飛躍的に向上するのである。また、この種の研究資金には間接経費が措置されるため、それを活用することにより大学全体の研究環境を整備できるというメリットもある。大学経営的な観点からも、それらの資金を獲得していくインセンティブが働くこととなる。私立大学にとって大型の競争的研究資金の獲得は切望されるところであるが、例えばグローバルCOEについてみると、私立大学の申請件数は全体の21%、獲得件数は16%であり、国立大学（申請件数は全体の71%、獲得件数は全体の79%）に大きく水をあけられているのが現状である。科学研究費補助金は大学における学術研究を支える基盤的な研究費であり、研究の多様性を確保する上で必要不可欠であるとともに、間接経費の措置が充実してきた状況にある。したがって、まずは申請件数を増やして学外研究費獲得の機会を増やすとともに、科学研究費補助金の予算増を国に促す契機とするためにも、大学として応募勧奨のための取り組みが重要である。平成19年度についてみると、国立大学の教員は一人当たり1.05件応募しているのに対し、私立大学は0.32件に過ぎない。

平成20年度には文部科学省の新規事業「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」（平成19年度までは「私立大学学術研究高度化推進事業」）が計画されているが、私立大学は、この支援事業を積極的に活用し研究基盤を形成することでさらに大型の競争的研究資金などの学外研究費の獲得に活用できる。これらの大型のプロジェクト研究では、研究の高度化のみならず、地域との連携の強化、建学の精神に基づく活動などにも活用できるメリットがある。これまでこの種の支援事業の活用が難しいとされた中小規模大学にあっても、この補助金の申請への道が広がることになり積極的な活用が望まれる。なお、この支援事業においては、一定の学内資金の拠出が必要であることから、大学としての組織的かつ戦略的な取り組みが極めて重要である。

文部科学省のみならず他の省庁でもさまざまな公募研究があり、また都道府県や財団法人による共同研究・委託研究の募集もある。これらは大学に募集案内が送付されるものや研究者個人へ募集情報が提供される場合もある。大学へ案内があるものについては

情報を整理しホームページや学内広報誌などで速やかに応募勧奨を行うなど、研究者へ積極的に情報提供することが望まれる。また、研究者が応募する場合、あるいは採択が決まった場合に、速やかに申請手続き、契約手続き、資金管理などが行えるよう研究支援体制（事務局）を確立しておくことが重要である。

### （3）社会連携の促進による研究資金の調達

大学の研究成果を社会に還元していくことは、大学が果たすべき重要な社会的使命である。大学研究者は民間企業等と共同研究や受託研究を実施し、実用化を図ることが求められる。大学側から民間企業へ積極的に働きかけていくには、学内に設置された産学連携事務組織（TLO）を活用し、共同研究費等の研究資金の受入窓口とすることが重要である。各大学で、知的財産ポリシー、利益相反、研究者倫理、研究者の守秘義務などに関する規則を定め、これを周知徹底することにより、民間企業にとっても大学と連携しやすい環境を整えることが肝要であろう。知識提供などに対する対価として民間企業から研究寄附金等を提供される場合もある。そうした機会を生かせるよう学内規則を整えるとともに、受付窓口を学内外に明確にしておくことが重要である。また、受入実績や使途については、可能な限り公開し、透明性を確保することも考えなければならない。企業法人や個人等からの寄附を促進させるためには、税法上の優遇措置がある日本私立学校振興・共済事業団が行う受配者指定寄附金の積極的な活用が有効である。また、私立大学らしい研究の多様性、柔軟性を確保するためには、米国大学の事例に学びつつ、寄附金の一部を研究基金に繰り入れ、運用果実で研究費を確保していくような取り組みを検討・実施することも有用な方策である。

## 4. 研究支援体制の確立

研究の活性化を促進するためには、個々の研究者の知的関心と自由な発想に基づいた多様な基盤的研究が旺盛に展開されることが基本となる。ここ十年余りの間、競争的研究資金が拡充されるなかで、その情勢変化に対応したインフラや支援体制あるいはシステムの整備が後追いになってきた感は否めない。研究者の意欲と能力が最大限発揮されるように、研究環境の整備を計画的に行うことが重要である。

効果的かつ主体的に研究活動を推進・支援する事務局体制を整備することは、研究の活性化を図るために必要不可欠である。大学における研究は、人文・社会科学、自然科学からその複合・融合分野まで幅広く行われており、その目的、規模、方法は極めて多様である。「研究支援」といった場合、その対象は、個々の研究者一人（個人）で行う個人研究、複数の研究者が研究チームを形成して行う共同研究、多数の研究者と研究資源を集中して行うプロジェクト研究など、さまざまな形態のものが含まれる。したがって、研究支援のあり方もそれぞれの研究の性格・分野特性や規模等に応じて適切な方法で実施しなければならない。研究費の獲得支援、研究の開始から研究成果の発表までの研究推進支援、さらには研究活動の評価及びコンプライアンスに至るまで、総合的な研究支援体制（事務局）を整備していくことが求められる。

本章では、大学教員の研究活動を推進・支援する研究支援体制（事務局）整備の重要性とその果たすべき研究支援機能について述べる。

### （1）研究支援事務組織の強化

研究者が機器保守など技術的な面まで自ら行い、事務管理に多くの時間がとられるなど、本来の研究活動に費やす時間が圧迫されているとの指摘がある。研究支援職員による専門的・技術的な支援は、研究活動を円滑かつ効率的に進め、研究者が集中して研究を行う時間・環境を確保する上で必要不可欠である。研究支援業務の広がりと「質」の高度化を背景に、研究支援職員の量的充実と研究支援体制の計画的な整備にむけて、加盟大学の実情に応じた取り組みが求められる。

前述の連盟調査報告書では、研究支援体制における職種の多様化や専門職の導入が進んでいることが報告されている。研究支援体制は、いわゆる「専任職員」のみならず、「契約職員」「派遣職員」「学外機関からの出向・派遣者」などの多様な雇用形態による

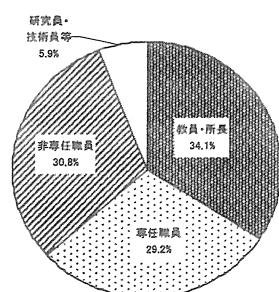


図4-1 研究支援の事務体制

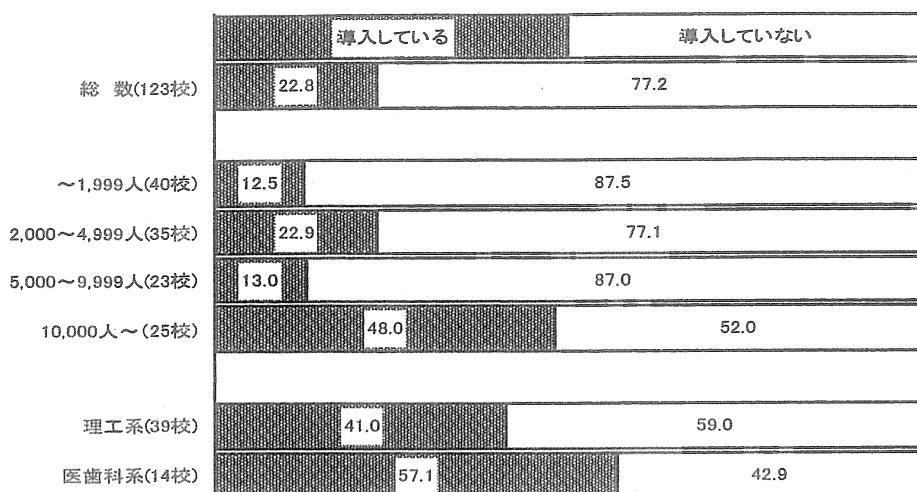


図4－2 研究サポートのための専門職・スタッフ支援等の導入状況

非専任職員や「研究員・技術者等」で構成されており、職種の多様化が進行している。また、研究支援業務における専門職の導入状況は全体の2割強となっており、規模別では「学生数10,000人以上」、系統別では「医歯科系」での導入が最も進んでいる。専門職が担う業務は、「产学連携コーディネート」「知的財産マネジメント」「研究機器メンテナンス」「ベンチャ一起業支援」「国際交流業務」「翻訳・通訳」「弁理士・法律相談」等が挙げられ、極めて多岐にわたっている。専門職が担う業務にもみられるように、国際交流、競争的資金の獲得や知的財産の確保等のために研究活動に付随する各種の支援業務が増大している。さらに、研究の国際化への対応、融合型研究の促進や新たな研究拠点・研究プロジェクトの企画・運営など、研究コーディネーター的な機能の充実が求められている。しかしながら、これらの研究支援業務を「専任職員」のみで担うには限界があるため、非専任職員を含めた適切な事務局体制の整備とそれを担う専門性の高い研究支援職員を計画的に配置することが肝要である。公的な競争的研究資金等で間接経費を確保し、それを有効に活用するなどの方策により、研究支援職員の量的充実と効果的な研究支援体制の構築が望まれる。また、非専任職員の導入に伴い、研究支援に関するノウハウが蓄積され組織的に継承されるように留意しなければならない。

研究支援機能の充実を図るためにには、図書、情報、国際交流等の業務の専門的な支援機能を担う関連事務部門との連携を強めるとともに、高度な技術を有する職員（技術者）の採用、労働者派遣事業や外部委託等の活用、定年退職したシニア人材の活用なども含め、研究を支援する人材の確保・育成が重要である。また、研究者と研究支援職員（事務局）が協働して研究を推進できるように、役割分担の明確化、適切な連携・協力関係の確立を図り、良好な信頼関係を構築しなければならない。

研究支援職員に能力の高い人材を確保するためには、研究活動を実質的に支援する職員の養成にむけたSD（Staff Development）の充実を図るとともに、研究活動への参

画感や高いモチベーションを醸成することが重要である。例えば、研究支援職員によつて支えられた研究の進捗状況や研究成果を踏まえた業績評価を行い、それを処遇に反映する仕組みの構築、優秀な研究支援職員を表彰する制度の整備などが挙げられる。また、大学間の連携・協力を推進し、相互の交流を通じて研究支援職員の力量向上が図れるような仕組みを検討する必要がある。

## （2）学外研究費の獲得にむけた支援

学外研究費の獲得のための体制を整備し、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の申請にむけた支援や産学官連携の推進にむけた取り組みを強化することは、研究環境を充実させる観点からも重要である。学外研究費の獲得にむけた支援機能で重要な第一の点は、研究資金獲得のための情報収集・情報提供である。具体的には、研究者が研究計画や研究プロジェクトを企画する際の研究者情報や研究費情報の提供、研究資金獲得にむけた官公庁や財團等との折衝・事前相談、企業訪問等による情報収集などである。

第二は研究計画書・企画書等申請書類の作成支援である。特に科学研究費補助金等の競争的研究資金の申請にあたっては、研究者と事務局が連携・協力した取り組みが重要であり、研究費申請にあたってのマニュアル・手引き等の作成や学内での説明会の開催、申請書類の電子化への対応などの支援も必要である。

第三は産学官連携推進のためのリエゾン機能である。受託研究や共同研究を導入するため、企業のニーズと大学のシーズを繋ぐ産学コーディネーター的な役割が求められる。産学官連携を推進する上で、学内での迅速な意思決定と機動的な対応が可能となるような組織体制とともに、その事務局体制の強化及び研究支援職員の資質向上が必要不可欠である。具体的には、知的財産や利益相反などに関する規程の整備とともに、大学の有する技術の事業化を組織的に支援する事務局体制が必要である。産学官連携を推進する事務局には、科学技術諸施策に関する一定の知識を備え、知的財産や研究領域に関する相応の専門的知識を持ち、新しい研究プロジェクトを企画できる人材を配置すべきである。また、産学官連携に関わっては、研究活動の概要や特徴、研究者情報及び研究施設・設備条件などを大学として積極的に公開するとともに、制度やルールの共通理解が図られるようにパンフレットやホームページ等によって、できるだけわかりやすく具体的に示すことが重要である。

## （3）研究活動の推進・支援

研究活動の推進を支援する事務機能を強化し、研究者を側面から支援することは、学外研究費の獲得にむけた支援と並んで重要である。

第一は研究プロジェクト運営に対する支援である。具体的には、研究プロジェクト運営に際しての事務局機能の発揮、研究会・シンポジウム等の開催支援、外国人研究者招聘、国際研究集会、国際共同研究等の国際的研究活動に対する支援、研究プロジェクト

の報告書作成支援などが挙げられる。

第二は、研究成果の発信に関する支援である。研究成果を国内外に発信することは、研究者にとっても大学にとっても今後いつそう重要となる。所属大学の機関誌や研究所紀要等の編集、国際的学術誌への論文投稿、国際的な学会・会議での発表、学術図書の出版などを促進する仕組みの構築と事務局におけるその実質的な支援が求められる。

#### (4) 研究情報の提供

学術情報基盤（コンピュータやネットワーク、学術図書資料等）は、研究者間における研究資源の共有、研究活動の効率的な展開、研究成果の一般社会への発信等の観点からも重要である。特に人文・社会科学分野において、図書資料の計画的な整備は不可欠である。各大学においては、コンピュータやネットワークを配備した情報センターや大型計算機センター、学術図書資料等を収集・保存・提供する大学図書館といった学術情報基盤の環境整備とともに、データベースの検索支援などの研究者支援機能を強化しなければならない。

大学図書館においては、電子図書館的機能の充実を図るとともに、紙媒体の図書資料に加え画像や音声資料等の収集・整備が求められる。研究形態や研究方法の多様化のなかで、非来館型サービスの要望が強い領域がある一方で、専門的文献検索（レファレンスサービス）のニーズが強い領域がある。こうした研究者の幅広いニーズに応えられるよう、情報収集、提供機能の強化を図らなければならない。また、互いに他大学の持つ研究資源を活用し、相互補完することも重要であり、大学図書館間の相互利用や文献複写サービス等をいつそう促進する必要がある。

図書館、情報センター及び大型計算機センター等は、それぞれの目的に応じて設置されたものであるが、教育研究を支援する情報関連部門として共通する側面も有している。各大学の状況に応じて、有機的な連携強化や組織の再編成などの創意工夫を進め、研究者支援機能を高めていくことが重要である。

#### (5) 研究費の管理・運営

研究活動が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることは、学術研究の発展にとって極めて重要である。科学研究費補助金をはじめとする公的研究費は、研究者の負担を軽減するために、研究費の管理や諸手続はすべて研究機関（大学）が行うこととされており、その業務を実質的に担う研究支援職員の果たす役割は極めて大きい。大学としての研究費の管理・運営体制を確立するとともに、研究費の管理業務を行う事務局に必要な人員を適切に配置しなければならない。

研究費の管理・運営にあたっては、研究者と事務局の双方が、研究推進の視点を十分に踏まえつつ、公正・適正でかつ研究者にとって使いやすい研究費管理の仕組みを構築することが重要である。当然のことながら、必要以上の規制強化や手続の煩雑化によ

って、研究者の過度な負担や研究活動の萎縮を招くことのないように考慮するとともに、研究活動が円滑に進められるように留意しなければならない。

研究費の管理は、事務局が客観的な立場で責任を持って諸手続を行うことが求められている。しかしながら、研究者から「研究費が使いにくい」「使用ルールがわからない」「執行手続等に時間がかかり過ぎる」などの指摘も多く、とりわけ、事務局に対する事務処理の迅速化を求める声が極めて強い。これらに対応するためにも、研究費の使用に関するルールの明確化、ルールの周知徹底や相談体制の充実、各種説明会の開催など、事務局が具体的な取り組みを実施することが重要である。

また、大学の調達部門における迅速かつ効率的な調達業務の実施、やむを得ない事由により研究期間を延長する際の研究費の翌年度への繰越し、研究計画や経費の使用内訳の変更などの対応が求められる。学外研究費の導入が増加すればするほど、各種手続や研究費管理等の機関としての事務量が増大し、かつ複雑化することに繋がる。迅速な事務処理による研究者支援及び研究費の適正な管理・運営を行うためにも、間接経費を確保しつつ、研究部門への柔軟な人員配置（増員）や事務局体制の整備が必要である。また、研究費管理に関するデータベースの構築や「e-Rad」（府省共通研究開発管理システム）の活用など、総合的な取り組みが求められる。

## 5. 研究活動におけるアカウンタビリティ

研究は先人の成果の恩恵に与るところから出発し、研究者の自立と自由な活動の保証の下で研究者が自発的に相互に協働することによって展開される。そのためには、研究者自らが自己を律する高度な倫理規範を身につけていなければならない。ところで、学術研究機関における研究活動を維持・運営する責務は研究者本人のみに課せられるものではなく、研究者の所属機関たる大学にも求められている。大学は研究活動を適切に管理・運営して実務上の過誤を防ぎ、不正を事前に防止し、もし不正や不適切な行為が生じた場合には責任体制を明らかにしてこれを除去・是正する対処法を構築しておかねばならない。これは研究者個人の責任領域を制限し、研究に伴う負担を軽減することに繋がり、研究活動を側面から支援するものになろう。

本章では、研究活動についての機関内の責任体制、研究資金をめぐる実際の運営、研究者に求められる研究倫理、研究活動を適切に評価する客観的なシステムの可能性、研究成果を共有し、社会に対するアカウンタビリティを果たす成果公表のシステムについて考察する。

### (1) 機関内責任体制の明確化

研究活動の財政的基盤は、学費、公的補助金である。その出処が学生納付金であれ税金であれ、研究者は研究費の使途について支援者の負託に応える厳しい姿勢を持たねばならない。これは研究者が所属する大学に対しても求められる姿勢であり、大学は責任をもって研究経費を適切に管理し、曖昧さを残さない運用体制を整備・構築する必要がある。その際に考慮すべきは、それぞれの人員の職務分掌と権限、責任範囲の明確化、並びに負託者に対する説明責任を果たすための透明な体制の構築である。

具体的には、①最高管理責任者(理事長、あるいは学長)の下で、②実質的に経理責任を担う部局を置き、その際内部統制を的確に実施するために、③個別の研究活動に精通し研究費などを実質的に執行する権限を持つ者(研究代表者など)の判断を重視する体制が必要である。事務処理については、④各部局、並びに各人員の責任・権限を明示する分掌の体制を取ることが重要である。このような管理・運営システムを検証し十分な内部監査を維持するために、⑤最高管理責任者に直属する内部監査室を置いて、会計監査の外部専門家を加えた監査体制を構築することも重要である。④については、複数の事務局それぞれに独自のルールや解釈が生まれ、事務上の不均衡の温床とならないよう留意すべきであろう(図5-1参照)。

研究者自身の倫理意識の向上にかかる体制の整備としては、まず、最高管理責任者のもとで「研究倫理規準(憲章)」などを策定して内部統制を明確にする必要がある。そして、具体的に明文化されたルールのもとで研究倫理を統括・審議する部局(研究倫理委員会など)とその実務を担う部局(倫理審査室や苦情相談室)を置くことが望まれる。

研究倫理委員会は、最高管理責任者の下に置き、関係規程を整備するとともに、学内

手続きの周知や研究倫理上の基本的マナーについての啓発活動を行う。また必要な場合には倫理審査を実施して、不正などが明らかになった場合、最高管理責任者直属の懲戒委員会へ付託する業務を担う。

実務を担う倫理審査室には、研究活動遂行の上で論議の対象となる研究を審査し、その適否を判断する業務も含まれる(研究倫理審査委員会の付設)。苦情相談室は研究活動に付随して現れる諸問題の窓口である。しかし、ここに寄せられる苦情内容は多岐にわたるであろうから、例えばアカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど他の苦情相談一般と窓口を一本化して、内容に応じて担当部局(研究倫理委員会、アカデミック・ハラスメント委員会、教務関係、学生支援関係部局)に付託することが望ましい。人権の保護については、窓口にカウンセラー他の専門家を配置するとともに、苦情相談者が不利益を被ることのないよう、機関が責任を持って配慮しなければならない。

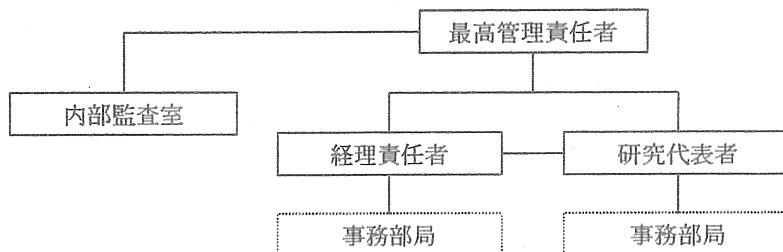


図5-1 責任体制

## (2) 研究費管理システムの枠組み

経費支援者の負託に応えるためには、明確な説明を公にすることができる運用体制が必要である(学内外へのアカウンタビリティ)。文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19(2007)年2月15日)を定め、このガイドラインに基づく適正かつ効率的な研究費の管理・監査が実施できる体制の整備とその具体的な運営を各研究機関に要請している。研究費を使用する上での大前提は、透明性の確保、不正使用に対する厳しいチェックなど、研究費の経費管理体制が整備されていることである。

研究費管理に携わる担当部局は、それぞれの構成員の職務分掌、それぞれの責任範囲を明確にし、曖昧、不明瞭な処理を防ぐシステムを構築しなければならない。基本的に、研究代表者、発注担当部局、検収担当部局を別々に組織する物件調達システムが必要である。そして、物品等の発注・納品検収手続き、出張手続き(旅費)、アルバイトの勤務管理、謝金など、研究費の執行に対して客観的な立場で事務局が責任を持って運用することが求められる。

研究費管理の点では、獲得された公的研究資金の種類、使途などのデータを蓄積して総合的に管理する研究費データベースを研究機構、研究推進部など、個々の研究組織を

統括する部局に構築し、それを社会に公開して透明性を確保することも重要な方策である。具体的に挙げるならば、「(1) 機関内責任体制の整備」に記載した管理・運営体制の下で、物件調達プロセスの実務的権限とその責任範囲を明確にする。物件調達のプロセスは以下の経過をたどる。①研究代表者からの「物件請求」を受け、②「入札、見積もり合わせ」を必要に応じて実施し、③該当業者に「発注」し、④「納品」されたものが、⑤発注したものと相違ないことを確認する「検収」作業を経て、⑥当該部局で物件を「受領」する。その際に、研究代表者（①と⑥）は業者と直接に接触しないあり方を構築し、入札、発注を担当する事務部局と納品、検収を担当する事務部局を分けることが望ましい。当然のことながら、このプロセスに生じる不正や誤りを防ぐために、それぞれの部局はその作業範囲を明示し、また職務分掌、責任体制を整備し、人員の責任範囲を明確にした上で点検、確認の仕組み、内部統制の仕組みを策定すべきである。また、競争入札に参加できない企業、業者の要件を整備し、業者側の自覚を促すことも考慮しなければならない（図5-2参照）。

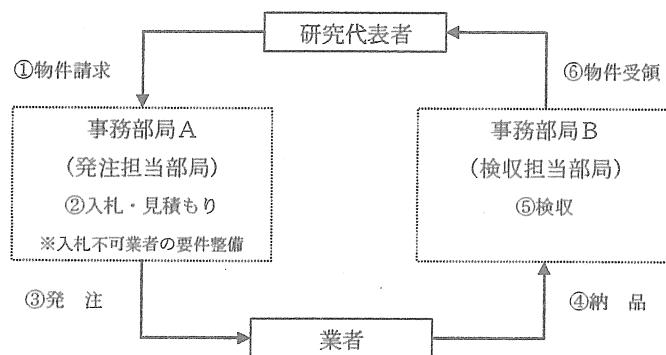


図5-2 物件調達フロー

### （3）研究倫理に関する規程の整備

研究活動における不正・不適切行為などへの対応業務は多岐にわたる。まずは、基本的に不正を未然に防止し、不正を起こさない仕組み、組織作りが必要である。そのためには、研究者の倫理観を高め、意識を向上させるための活動、とりわけ大学院学生、若手の研究者にむけた啓発活動を続けるとともに、組織の構造に制度的な規制システムを導入して、大学として不明瞭、曖昧な運営を許さないあり方を検討していかねばならない。このような不正等を未然に防止する仕組みと関連して、倫理上の問題を含んだ内容を持つ研究活動の運営については、協議、審査する学内機関（研究倫理審査委員会）を設置することが必要である。これに該当するのは、人を対象とする研究、人に由来する試料を利用する研究、動物実験管理、組み換えDNA実験安全管理等から、産学官連携ポリシー、利益相反マネジメントポリシー、学術研究交流規準の策定など多方面にわたる。加えて、不正・不適切行為が生じた場合に備えて、調査にかかる学内手続きを明示し

それに則った処理、すなわち調査委員会の設置や、その調査結果に対する審査システムや懲戒規程の整備などが必要となる。

研究倫理審査委員会(例えば、人を対象とする研究倫理審査委員会)は、研究活動に関する倫理的判断が必要となる事案について、その適切性を判断し、許諾する権限を持つ。また必要に応じて活動内容の修正を求めるものもある。審査結果は研究者並びに最高管理責任者に報告する。審査活動は、専門家を含む複数の審査委員を置いて実施する。不正、違反行為は、単純な運用上の誤りから懲戒の次元に至るものまで多様である。窓口を通して告知されるなどして得られた事案については、告知内容の精査とそれに基づく具体的な調査を行い、その結果に基づいて必要な場合、上位委員会(研究倫理委員会)の判断を求める体制となる。必要な場合は、最高管理責任者直属の懲戒委員会に委ねることもある。なお、不正の通報者並びに被告発人の不利益や人権侵害を防ぐシステムが整備される必要があるが、これらの業務全体にわたる前提は、インフォームドコンセントであり、個人情報の保護である。同時に、通報者、被通報者のみならず、一般にステークホルダーに対して、そして国費などによって賄われている研究活動の場合は社会に対して説明責任を果たすために、これらの不正に関する機関調査の結果と判断を公表していくことが求められる(図5-3参照)。

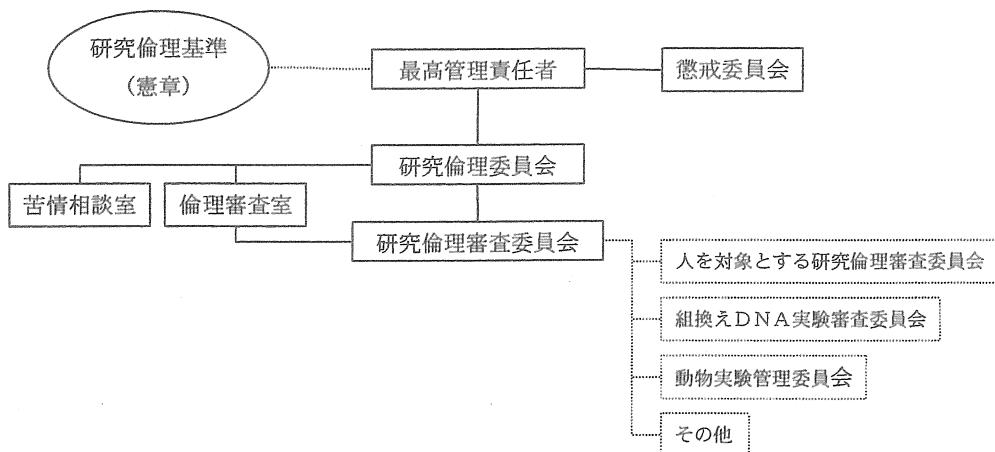


図5-3 研究倫理に関するマネジメント体制

#### (4) 研究業績評価システムのあり方

研究業績・成果は、それを公表して評価を受けていく体制の整備が必要である。この評価は、研究活動終了後の事後評価とともに研究の中間期にもなさるべきであるし、自己点検・評価にとどまらず第三者(外部)評価も必須である。これは、研究活動に課せられた社会的責任の観点だけでなく、研究活動の軌道修正を図り、今後の研究の展望を明らかにし、スクラップ・アンド・ビルトを伴いつつ、研究活動を促進していくことに繋がる。さらに、公表されたものを受け、その結果、研究者相互のネットワークが築かれ、共同研究へ進展することも期待できる。要するに、研究活動の計画・実施・評

価・改善という管理業務計画のP D C A (Plan Do Check Action) のサイクルを確立していくことが求められている。

まず、評価体制であるが、評価項目・評価の方法・評価の基準を定め、それらを明示するとともに、点検の結果を公表する方法などを制度的に整備していかねばならない。その際に、研究成果に付随した出版論文数、その論文の被引用数、学外研究資金獲得額、ドクター輩出数など客観的、定量的な指標を組み込むことも大切である。評価の実施のために、自己点検・評価と第三者評価それぞれに所定の書式を用意し、書面による点検・評価をなすとともに、その結果を受けた審査委員会の合議制による評価が望ましい。委員会には機関の長(学長)による選定委員とともに当該研究組織の推薦による専門的知見を持った委員の参加が考えられる。審査結果は内示され、今後の研究の進展のための具体的処置を講じる材料とされるとともに、適切な仕方で適切な時期にそれを公表する必要がある。

ところで、私立大学で教員評価を実施する場合、教員は研究者としての活動とともに、学費の基本的な対価である教育活動並びに私学経営にかかる大学行政への貢献度なども適切に、総合的に斟酌される必要がある。この点を無視しては、私学経営はその存立の基盤が曖昧になり、その独自性を失っていくことになるだろう。教員の昇任人事では、これら三つの要素を連動させることを考慮しなければならず、この点では教育や行政への貢献度もまた客観的に判断できる基準の策定が望ましい。

#### (5) 研究業績の公表方法

研究成果を社会に還元するために、また、それが社会一般から適切な評価を受け、研究活動相互のコミュニケーションを促進し、さらに研究の進展に資するために速やかな成果公表のシステムが整備されねばならない。現在では、アナログでの公表に留まらず、デジタルで公表することでグローバルにその成果が行き渡ることが可能になっている。このための公的補助も整備されてきている。国内の大学・公的研究機関等に関する機関情報、研究者情報、研究課題情報、研究資源情報を網羅的に収集・提供しようとする「研究開発総合支援ディレクトリ(ReaD)」や学術コミュニティ全体の学術情報基盤の整備を企図する「国立情報学研究所(NII)」などを十分に活用していくことは有用である。それを学内に周知する啓発活動が求められる。これを促進するためには、将来的には上記の研究者情報に登録された資料を、例えば昇任人事他の業績評価システムの基礎資料としていくことも考えられる。

## 6. まとめと提言

本レポートでは、日本の私立大学が、現在、盛んに改革を進めている教育面だけではなく、研究面においても我が国を、さらには世界をリードする地歩を築くためにはどのような施策をとることが望まれているのかについて、多面向に考察を進めてきた。具体的にいえば、章の構成にみられる通り、「1. 学術研究推進機構（研究戦略会議）の設置」、「2. 研究環境の整備」、「3. 研究資金の確保」、「4. 研究支援体制の確立」、「5. 研究活動におけるアカウンタビリティ」の五つの側面に分けて記述を行っている。

一貫して主張してきたのは、教員の研究活動は教員個人の発意によるものであるとしても、研究にかかわるさまざまな事柄は教員個人にのみ委ねられるものではなく、大学が組織として責任を持って対応すべきである、ということである。現在、日本の大学は、研究主体、教育主体、地域連携型など、それぞれの特性に応じた個性的展開を図ろうとしているが、いずれに重点を置くとしても、研究は大学の諸活動の基礎であり、研究の活性化こそ、今後の発展の鍵を握っていると思われるからである。

以下、各章にかかわる重要事項を提言として列挙し、本レポートのまとめとしたい。連盟の加盟大学は、規模においてさまざまであり、また、総合大学から単科大学まで専門性においても多岐にわたっている。特に小規模大学においては、研究者、研究時間、研究支援要員、さらには研究資金等の確保が困難な場合も多いと思われる。しかし、繰り返すが、あらゆる大学と大学教員にとって研究活動は基本的活動の主軸の一つであり、その活性化が課題であることは論を待たないであろう。本レポートの提言は大規模総合大学のみに目を向けているという誇りを免れないかもしれない。しかし、それは本レポートの本意ではない。研究活性化の基本戦略をモデルとしてまず提示することを主眼とした結果、大規模総合大学で実行しやすいものとなった、ということに過ぎない。各大学におかれても、このことをまず念頭に置かれ、実情に応じて本報告の提言を勘案され、研究活動の活性化にむけて取り組まれることを期待したい。教育研究委員会は、教育研究分科会を中心として、次年度は関連調査を各大学にお願いする予定である。これを取り纏め、その結果の分析を踏まえて加盟大学各校の特性を類型化し、それぞれの類型に応じて、実行可能な研究活性化具体策を提言しようと考えている。連盟加盟大学には、調査に関してご協力をお願いするとともに、多くのご意見をいただき、次年度レポートの作成に対しても一層のご理解とご協力をお願いする次第である。

### 【提言】

#### 1. 学術研究推進機構（研究戦略会議）の設置

- ① 教員の教育負荷が増加する状況で、大学の役割を十分に果すためには、全学的な研究戦略の策定、競争的研究資金の獲得、さらには地方公共団体との連携も含めた産学官連携の促進等にかかわる学術研究推進機構を設置し、人的資源を生かした研究

の重点化や特色あるプロジェクト研究の推進を図るべきである。

- ② 全学規模での研究を戦略的に推進するには、研究政策・方針の策定における基礎情報として大きな役割を果たす研究者データベースや研究者ネットワークの構築が重要である。
- ③ 全学的な戦略的研究の推進には、教員の熱意や努力を削ぐことなく研究に注力できる研究推進体制を確立することが重要であり、研究評価制度を確立し、インセンティブ導入等の学内制度を早急に整備すべきである。
- ④ 研究活動の強力な支援者となる専門職員の配置や養成は、限られた教員数や予算のなかで効果的に研究を進展させるために重要である。また、共用研究施設の整備も検討すべき重要課題である。

## 2. 研究環境の整備

- ① 私立大学における教員の研究活動を強化するため、担当科目時間数の上限設定、効率的なTA導入、間接経費や一般管理経費（オーバーヘッド）を利用して研究時間を確保する手段の可能性を明示すべきである。
- ② 学内に研究に関する競争的環境を醸成し、従来の学内ルールを見直し、実力のある若手教員が優遇される措置を具体的に講ずるべきである。
- ③ 研究に必要なスペースを確保するため、私立大学は学外研究費で使用できるレンタルラボを積極的に設置すべきである。
- ④ 私立大学共同の研究センターを作り、一つの私立大学では困難と思われる大型プロジェクト研究を推進できるようにすることは有効である。

## 3. 研究資金の確保

- ① 学内研究費を安定的に確保するために、研究政策の策定、研究支援体制（事務局）の整備、研究基金の充実に努め、学内予算を有効に活用していくことが重要である。
- ② 学内研究費の一部を競争的に配分する場合は、新しい学問分野の創成、情報共有による共同研究の強化を目指し、特定の研究分野の強化に偏らないことが肝要である。
- ③ 学外研究費への応募のため、学内に事前準備のための研究資金を用意し、競争的研究環境の下で配分することにより、研究グループの研究力を強化することが重要である。また、学内に良好な競争的研究環境を醸成するために、研究審査・評価体制を構築しておく必要がある。
- ④ 学外研究費の確保のため、社会的な連携を促進させることも重要である。大学の研究成果を社会に還元させるTLIOを設置し、研究支援体制（事務局）を構築し、各種規程を整備して、大学側も民間企業側も受託研究や共同研究などを提案しやすい環境の構築を目指すべきである。

#### 4. 研究支援体制の確立

- ① 研究活動を円滑かつ効率的に進め、研究者が集中して研究を行う時間・環境を確保するためには、研究支援事務組織の強化・充実を図り、研究の性格・分野特性や規模等に応じた総合的な研究支援が重要であることを認識すべきである。
- ② 研究支援業務の広がりと「質」の高度化が進展するなかで、「専任職員」のみで担うには限界があるため、非専任職員を含めた適切な事務局体制の整備とそれを担う専門性の高い研究支援職員を計画的に配置することが肝要である。
- ③ 競争的研究資金等の間接経費を確保し、それを有効に活用するなどの方策により、研究支援職員の量的充実及び効果的な研究支援体制の構築に向けた取り組みを進めるべきである。
- ④ 科学研究費補助金等の申請にむけた支援、産学官連携の推進支援、研究プロジェクト運営に関する支援、研究成果の発信に関する支援、研究費の管理や諸手続など、事務局における研究支援機能の充実を図るよう検討すべきである。

#### 5. 研究活動におけるアカウンタビリティ

- ① 研究活動は公的なものであり、常に公正性・透明性を持つべきである。そのための憲章、ガイドライン、不正防止に関する規程などを整備する必要がある。
- ② 経費上・倫理上の、大学の責務と研究者の責務をそれぞれ明確にする。機関全体で責任を担うことは研究者・研究グループの精神的物理的負担を軽減し、研究に注力する体制に繋がる。
- ③ 不正を未然に防ぐ内部監査のシステムを整備し、それを普及させ、またシステム 자체を監査・改善する体制を構築する必要がある。
- ④ 研究活動の評価は、客観的定量的要素を加味しつつも、研究者支援の立場から総合的に勘案されるべきである。

## 教育研究委員会 委員名簿

担当理事	河 田 悅 一	閔 西 学長
委員長	松 本 亮 三	東 海 付属図書館長、文学部教授
副委員長	圓 月 勝 博	同 志 社 教務部長、文学部教授
副委員長	山 本 浩 浩	上 智 学事センター長、文学部教授
委 員	高 瀬 武 典	閔 西 全学共通教育推進機構長、社会学部教授
	天 野 史 郎	明 治 学 院 国際学部教授
	榎 本 鐘 司	南 山 教務部長、人文学部教授
	藤 原 雅 美	日 本 工学部教授
	松 野 周 治	立 命 館 教学部長、経済学部教授
	高 田 祥 三	早 稲 田 入試センター長、理工学術院創造理工学部教授

(平成20年3月現在)

## 教育研究委員会教育研究分科会 委員名簿

分科会長	藤 原 雅 美	日 本 工学部教授
委 員	水 谷 誠	同 志 社 キリスト教文化センター所長、神学部教授
	中 山 泰 德	慶 應 義 墓 研究支援センター本部係主任
	森 啓 之	明 治 大学院委員、理工学部教授
	出 口 昌 良	立 命 館 研究企画課長
	小 池 和 雄	東 北 学 院 工学部教授
	本 多 聖 治	早 稲 田 理事、総長室長

(平成20年3月現在)

# 社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

(126大学 平成20年3月現在)

愛知大学	関西大学	武藏大学	白百合女子大学
亜細亞大学	関西医科大学	武藏野美術大学	園田学園女子大学
青山学院大学	関西学院大学	長崎外国語大学	創価大学
跡見学園女子大学	関東学院大学	名古屋学院大学	大正大学
梅花女子大学	関東学院大学	南山大学	拓殖大学
文教大学	活水女子大学	日本大学	天理大学
中京大学	慶應義塾大学	日本女子大学	東邦大学
中央大学	恵泉女学園大学	新潟産業大学	東北学院大学
獨協大学	敬和学園大学	ハトウム清心女子大学	東北公益文科大学
獨協医科大学	神戸女学院大学	大阪学院大学	東海大学
同志社大学	神戸海星女子学院大学	大阪医科大学	常磐大学
同志社女子大学	國學院大学	大谷大学	東京医科大学
フェリス女学院大学	国際大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡大学	国際武道大学	立正大学	東京慈恵会医科大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立命館大学	東京情報大学
学習院大学	駒澤大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子大学
学習院女子大学	皇學館大学	龍谷大学	東京女子医科大学
八戸大学	甲南大学	流通科学大学	東京経済大学
白鷗大学	高野山大学	流通経済大学	東京農業大学
姫路獨協大学	久留米大学	西武文理大学	東京歯科大学
広島女学院大学	共立女子大学	聖学院大学	苦小牧駒澤大学
広島修道大学	京都産業大学	成城大学	東洋大学
北海道東海大学	京都精華大学	聖カタリナ大学	東洋英和女学院大学
法政大学	京都橘大学	成蹊大学	東洋学園大学
兵庫医科大学	九州東海大学	西南学院大学	豊田工業大学
兵庫医療大学	松山大学	清泉女子大学	津田塾大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	聖心女子大学	早稲田大学
実践女子大学	明治大学	聖トマス大学	山梨英和大学
上智大学	明治学院大学	聖和大学	四日市大学
城西大学	三重中京大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	専修大学	
順天堂大学	桃山学院大学	芝浦工業大学	(大学名ABC順)

## 私立大学における研究推進・支援体制のあり方

---

平成20年3月19日 発行

編集者 教育研究分科会

分科会長 藤原雅美

発行者 教育研究委員会

担当理事 河田悌一

委員長 松本亮三

発行所 社団法人日本私立大学連盟

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館

電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604

印刷所 株式会社双葉レイアウト

〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル

電話 03-3586-9422 FAX 03-3584-3798

---